

(別紙4)

公立病院改革プランの概要

団 体 名		西予市					
プランの名称		西予市公立病院改革プラン					
策 定 日		平成 21 年 3 月 3 日					
対 象 期 間		平成 20 年度 ~ 平成 24 年度					
病院 の 現 状	病院名	西予市立野村病院					
	所在地	西予市野村町野村9号53番地					
	病床数	一般 120床					
	診療科目	内科・外科・整形外科・小児科・眼科・耳鼻咽喉科・心療内科・皮膚科・麻酔科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		<p>(1) 病院事業は他の公営企業とは異なり、地域独占の形態をなすものではなく、地域医療機関との連携が求められるものである。すなわち、単に収益性のみに着目することなく地域の特性に応じた医療供給体制の整備を行ううえて、公立病院の役割は大きいといえる。又、基幹病院・中核病院として高度な医療設備を備え、地域の医療水準向上に重要な役割を果たさなければならない。</p> <p>山間僻地であり、民間医療機関の少ない西予市東部地区(野村町・城川町)にあって、市営診療所への支援を含めた良質な医療を提供する。</p> <p>住民が求めているのは、24時間、365日の安定した二次救急体制であり西予市の救急体制の継続。</p>					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度 <ul style="list-style-type: none"> 3条 ・企業債利息の1/3 (平成14年以前企業債借入分) 4条 ・企業債元金の1/3 (平成14年以前企業債借入分) ・医療機器及び備品購入費(高額であるオーダーリングシステムを除く)の1/4 ・平成19年度 <ul style="list-style-type: none"> 3条 ・企業債利息の1/3 (平成14年以前企業債借入分)・西予市医療環境調査業務委託料の1/2 ・救急医療の確保に要する負担金の1/2 ・共済組合追加費用の1/2 4条 ・企業債元金の1/3(平成14年以前企業債借入分) ・建設改良分 繰り入れ0 ・平成20年度 <ul style="list-style-type: none"> 3条 ・企業債利息の2/3 (平成14年以前企業債借入分)・救急医療の確保に要する負担金 ・医師及び看護師等の研究研修に要する経費の1/2・共済組合追加費用の1/2 4条 ・企業債元金の1/3(平成14年以前企業債借入分)・建設改良分 繰り入れ0 ・平成21年度以降 <ul style="list-style-type: none"> 3条 ・企業債利息の2/3(平成14年以前企業債借入分)・救急医療の確保に要する負担金 ・リハビリテーション医療に要する経費・高度医療に要する経費 ・医師及び看護師等の研究研修に要する経費の1/2・共済組合追加費用の経費の一部 ・基礎年金拠出金にかかる公的負担金に要する経費(但し、前々年度に於いて経常損失が生じてる場合)・職員にかかる児童手当に要する経費 ・不採算地区病院の運営に要する経費(特別交付税算定基準の範囲内で、前年度の経常損失額) 4条 ・企業債元金の2/3(平成14年以前)・建設改良費(別途協議) 					
経営 効 率 化 に 係 る 計 画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度実績	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	97.9	98.3	103.0	101.3	101.0	
	職員給与費比率	59.7	63.4	61.1	61.1	61.5	
	病床利用率	84.1	79.2	81.5	81.0	81.0	
	医業収支比率	100.6	97.0	97.0	97.1	96.6	
	材料費対医業収益比率	18.2	17.2	19.0	18.9	18.9	
	うち医薬品費対医業収益比率	10.2	8.4	9.0	9.0	9.0	
	他会計繰入金対医業収益比率	2.8	6.0	11.0	8.8	8.8	
上記目標数値設定の考え方		<p>平成20年度診療報酬の改定により当病院の入院基本料10対1の増収が見込まれ、又3条への一般会計繰入金が平成20年度から繰入基準額どおりの繰入となり患者数において前年度並みであれば経常収支比率、医業収支比率の上昇が見込まれる。</p> <p>(経常黒字化の目標年度:21年度)</p>					

				団体名 (病院名)	西予市 (西予市立野村病院)			
公立病院としての医療機能に係る数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考	
		1日平均患者数(入院・外来)	入院100.9、外来302.8	入院100、外来300	入院100、外来300	入院100、外来300	入院100、外来300	
		平均在院日数(特定患者・基本料算定患者等を除く)	21日	20日	20日	20日	20日	
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・病院機能評価の継続受診 現在、財団法人日本医療機能評価機構によるバージョン4.0の認定を受けているが、認定が終了する平成23年度、新たにバージョン6.0認定に向け取り組む。 ・各種委員会及び職員の研修の充実 現在、院内で27の各種委員会を立ち上げ病院の運営内容の見直しに取り組んでいるが今後も継続し、又、看護師、医療技術員の各種研修会の参加についても積極的に取り組み人材育成を図る。 (実施時期 継続) 					
		事業規模・形態の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・事業規模・形態については平成21年度に、市民・行政・議会を交えた「西予市市立病院等検討委員会」において、新病院建設問題、市立病院の医療体制および機能分担について審議検討され、答申があった。平成22年度からは、当答申の内容も踏まえ、「新病院建設推進室」において引き続き審議検討し、進めていく。 (実施時期 継続) 					
		経費削減・抑制対策	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、薬事委員会において採用薬のうち同効薬及び使用頻度の低い薬品を整理しているが、今後も引き続き薬品、診療材料について効率的な購入を行い、ジェネリックの採用拡大を図る。 ・医療機器の購入に際し競争性を高め保守点検等の費用も勘案した経済的な購入を行う。 ・委託業務、設備保守業務に関して常に見直しを行う。 (実施時期 継続) 					
		収入増加・確保対策	<ul style="list-style-type: none"> ・診療報酬改定への迅速な対応 医療保険制度や診療報酬制度は、非常に早いテンポで変化していて、当病院で対応出来るものは制度改正に見合った経営改善策を速やかに実行する。 ・請求もれ、査定減対策の強化 診察や、使用した薬品、診療材料に見合う診療報酬を確実に算定し収益を確保していくためチェック体制の強化、レセプト委員会の強化を行い再審査請求の徹底などに取り組む。 (実施時期 継続) 					
		その他	<ul style="list-style-type: none"> ・臨床研修病院として充実を図る。 現在、副院長を中心に実施しているジュニアレジデント、医学生の地域医療実習について今後も継続、拡大し、医師の育成、確保を図る。 ・IT化推進 現在、オーダーリングシステムが稼働しているが、今後もシステムの拡張を行う。又、レセプトオンライン請求義務化により平成21年4月迄にレセプト請求の電算化を行なった。 					
各年度の収支計画		別紙のとおり						
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	89.8%	18年度	85.9%	19年度	84.1%	
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・現在のところ病床数の見直しの考えはない。 						

団体名 (病院名)	西予市 (西予市立野村病院)
--------------	-------------------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	・現在、西予市内の旧東宇和郡内の2次救急を宇和、野村病院の2市立病院で行っている。両病院とも常勤医師の減少により2次救急継続を危惧している。又、野村病院においては、西予市東部地区(野村町、城川町)の1次救急も地元開業医と行い、市直営の2診療所に週1回～2回医師を派遣している。 ・八幡浜・大洲医療圏において市立八幡浜病院を含め市内での2次救急体制が困難となっていて広域的な救急体制の再編、構築を急がなければならない。
	都道府県医療計画等における今後の方向性	・今後、まず西予市立2病院(宇和・野村)の連携の方向性を検討、協議する。 ・八幡浜・大洲医療圏においては、他に自治体の異なる2自治体病院があり、異なる経営主体間での機能分担、連携となると西予市は面積が広く、現在当市の2病院で2次救急体制を行って3次救急は宇和島市立病院を中心とした医療圏であり、他の2自治体病院とは異なる。八幡浜・大洲医療圏内に医療完結型の3次救急病院が設置できないと難しいと考える。
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記する。	<時期> 平成26年3月
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用 <input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に <input type="checkbox"/> を記入、 <input checked="" type="checkbox"/> 民間譲渡)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 診療所化 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記する。	<時期> 平成26年3月
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制(委員会等を設置する場合その概要)	・西予市立病院の実施状況については概ね年1回以上点検・評価・公表 ・平成21年度の「西予市市立病院等検討委員会」での検討審議後の答申については、公表済み。 ・平成22年度からは「新病院建設推進室」等の連携において審議検討していく。
	点検・評価の時期(毎月頃等)	毎年10月～11月頃(議会の決算認定後)
その他特記事項		

(別紙)

団体名 (病院名)	西予市 (西予市立野村病院)
--------------	-------------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位: 百万円、%)

年度		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(見込)	22年度	23年度
収	1. 医 業 収 益 a	1,333	1,336	1,315	1,342	1,350	1,350
	(1) 料 金 収 入	1,281	1,282	1,265	1,292	1,300	1,300
	(2) そ の 他	52	54	50	50	50	50
	うち他会計負担金	3	8				
	2. 医 業 外 収 益	37	47	95	163	135	135
	(1) 他会計負担金・補助金	21	29	76	144	116	116
	(2) 国 (県) 補 助 金						
	(3) そ の 他	16	18	19	19	19	19
	経 常 収 益 (A)	1,370	1,383	1,410	1,505	1,485	1,485
	入	1. 医 業 費 用 b	1,342	1,328	1,356	1,382	1,390
(1) 職 員 給 与 費 c		794	798	834	820	825	830
(2) 材 料 費		258	243	226	255	255	255
(3) 経 費		157	157	151	160	160	160
(4) 減 価 償 却 費		128	120	136	138	141	144
(5) そ の 他		5	10	9	9	9	9
2. 医 業 外 費 用		84	84	78	79	76	72
(1) 支 払 利 息		63	60	58	55	52	48
(2) そ の 他		21	24	20	24	24	24
経 常 費 用 (B)		1,426	1,412	1,434	1,461	1,466	1,470
出	経 常 損 益 (A) - (B) (C)	56	29	24	44	19	15
特別損益	1. 特 別 利 益 (D)						
	2. 特 別 損 失 (E)	1	18	1	2	2	2
	特別損益 (D) - (E) (F)	1	18	1	2	2	2
純	損 益 (C) + (F)	57	47	25	42	17	13
累	積 欠 損 金 (G)						
不良債務	流 動 資 産 (ア)	1,610	1,581	1,563	1,637	1,681	1,731
	流 動 負 債 (イ)	57	88	46	60	70	70
	うち一時借入金						
	翌年度繰越財源(ウ)						
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (I)						
差引不良債務 (オ)	1,553	1,493	1,517	1,577	1,611	1,661	
単	年 度 資 金 不 足 額 ()		60	24	60	34	50
経	常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	96.1	97.9	98.3	103.0	101.3	101.0
不	良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	116.5	111.8	115.4	117.5	119.3	123.0
医	業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	99.3	100.6	97.0	97.1	97.1	96.6
職	員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(C)}{(a)} \times 100$	59.6	59.7	63.4	61.1	61.1	61.5
地	方 財 政 法 施 行 令 第 19 条 第 1 項 により算定した資金の不足額 (H)						
地	方 財 政 法 上 の 資 金 不 足 の 割 合 $\frac{(H)}{a} \times 100$						
地	方 公 共 団 体 の 財 政 の 健 全 化 に 関 する 法 律 上 の 資金不足比率						
病	床 利 用 率	85.9	84.1	79.2	81.5	81.0	81.0

() N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」- 「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例) '22年度単年度資金不足額 30百万円」= ('22年度不良債務額 20百万円」- '21年度不良債務額10百万円」)

団体名 (病院名)	西予市 (西予市立野村病院)
--------------	-------------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(見込)	22年度	23年度
収 入	1. 企 業 債						
	2. 他 会 計 出 資 金	25	22	23	48	50	52
	3. 他 会 計 負 担 金						
	4. 他 会 計 借 入 金						
	5. 他 会 計 補 助 金						
	6. 国 (県) 補 助 金						
	7. そ の 他	5					
	収 入 計 (a)	30	22	23	48	50	52
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)						
	前年度許可債で当年度借入分 (c)						
純計(a) - {(b) + (c)} (A)	30	22	23	48	50	52	
支 出	1. 建 設 改 良 費	28	102	49	82	88	80
	2. 企 業 債 償 還 金	64	66	69	72	76	79
	3. 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金						
	4. そ の 他						
支 出 計 (B)	92	168	118	154	164	159	
差 引 不 足 額 (B) - (A) (C)	62	146	95	106	114	107	
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	62	146	95	106	114	107
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額						
	3. 繰 越 工 事 資 金						
	4. そ の 他						
計 (D)	62	146	95	106	114	107	
補てん財源不足額 (C) - (D) (E)	0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)							
実 質 財 源 不 足 額 (E) - (F)	0	0	0	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(見込)	22年度	23年度
収 益 的 収 支	() 24,367	(1,418) 37,649	(1,260) 75,849	() 144,001	() 115,860	() 115,533
資 本 的 収 支	() 24,628	() 22,183	() 23,143	() 48,292	() 50,384	() 52,567
合 計	() 48,995	(1,418) 59,832	(1,260) 98,992	() 192,293	() 166,244	() 168,100

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。